

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第10条 市場においてせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、規則で定める取扱品目の部類ごとに知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(2) 法人にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

(3) 前項の承認を受けて卸売を受けようとする取扱品目の部類

3 知事は、第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 次条又は第47条第1項第3号の規定により第1項の承認を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者であるとき。

(3) 卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

(4) 卸売の相手方として必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者であるとき。

(5) 暴力団員等であるとき。

(6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。

(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

(売買参加者の承認の取消し)

第11条 知事は、売買参加者が前条第3項各号（第2号及び第4号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の承認を取り消すものとする。

(廃止等の届出)

第12条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) せり売又は入札の方法により卸売を受けることを廃止したとき。

(2) 第10条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。